

誌上相談室 Q&A

【テーマ】

確定申告に向けて ～決算への準備と注意点～



今年も残すところあと3週間程となりました。慌ただしい年末年始が過ぎると、「あつ」という間に確定申告がやって来ます。また、12月決算法人は2月末日が申告期限となります。12月から翌年1月にかけては、年末調整、法定調書作成・提出、給与支払報告書（総括表）作成・提出、償却資産申告など、この時期特有の業務がめじろ押しです。

今回は、年明けスムーズに決算を向かえるための事前準備についてお話しします。

12月中にチェックしましょう

- 売掛金・未収入金：請求と入金の確認
- 買掛金・未払金：請求と支払の確認
- 仮払金・立替金・仮受金：清算の確認
- 棚卸資産・貯蔵品：
年末の在庫確認の準備
- 固定資産・リース物件の現物確認

他

Q1 代表的な勘定科目についてどのようなことをおけば良いのでしょうか？

A 主なもので次の対応が考えられます。
① 売掛金・未収入金、買掛金・未払金の確認

(1) 売掛金・未収入金

請求と入金の付合せを行い請求漏れや入金漏れがないか確認しましょう。

(2) 買掛金・未払金

相手先からの請求と支払いの付合せを行い、請求漏れや支払い漏れがないか確認しましょう。

② 仮払金・立替金・仮受金などの精算

(1) 仮払金・立替金

未清算となっている経費や、本来は個人負担となる支出、立替などがないか確認しましょう。

(2) 仮受金

内容不明の入金で未処理のものが無いか確認しましょう。売上なのか、売上以外の雑収入なのか、相手先に返金すべきものなのか、適切な処理が必要です。

これらはいくまでも一時的に使用する科目です。これらの科目が決算書に残っていることはあまり好ましいことではありません。

③ 棚卸資産・貯蔵品

決算期末の棚卸資産の数量と金額、未使用切手・印紙・クオカードなどの貯蔵品の金額の把握が必要になります。年末年始に紛れ込んでしまわぬよう数字を把握しておきましょう。

Q2 固定資産はどうでしょうか？

A 固定資産台帳と現物の付合せ確認をしましょう。期中廃棄したものがあれば除却損を計上し、台帳から削除します。その固定資産が償却資産申告の対象であれば、償却資産申告時にその旨を記載して申告します。なお、リース物件についても、リース契約書記載の物件があるかどうか、現物と付合せ確認したほうが良いでしょう。

Q3 消費税に関しては何かありますか？

A 消費税の簡易課税を選択する（選択をやめる）場合には、適用課税期間開始の前までに届出書の提出が必要です。これらの届出書をどうするか検討の上、対応する必要があります。

Q4 その他、注意すべき点などはありますか？

A 次の対策をしておくといいでしょう。
① 資金繰り対策

年末年始は冬季賞与の支給や、年末調整に伴う源泉税の納付など資金需要が高まります。一方、金融機関は年末年始の休みがあるため、資金手当てを行うのであれば早めの対応が必要にな

ります。

② 黒字対策

黒字対策は12月31日までに行う必要があります。代表的な対策として

(1) 30万円未満の固定資産の購入

青色申告の方であれば、30万円未満の固定資産はその年で一時に償却できます。年内中に購入し使用開始する必要があります。

(2) 小規模企業共済の加入

個人事業主や法人役員の退職金準備のための共済です。掛金全額が社会保険料控除の対象です。既に加わっている方は掛金増額を検討されてはいかがでしょうか。

(3) 経営セーフティ共済の加入

取引先の倒産などに備える共済です。個人事業主も法人も加入できます。掛金全額が必要経費となります。既に加わっている方は掛金増額を検討されてはいかがでしょうか。

以上、年明けスムーズに決算が行えるように年内中にできることをまとめてみました。特に、記帳作業が直近まで終わっていない方はできるだけ作業を進めておきましょう。現状の業況把握ができないと適切な経営判断もできません。

「回答」当所窓口専門家
佐藤和仁税理士事務所（青葉区一番町）
税理士



佐藤 和仁氏